有機農業栽培実証実験パイプハウス設置業務委託　仕様書

１　委託名

有機農業栽培実証実験パイプハウス設置業務委託

２　数量及び使用目的

農政センターほ場において、本市の気候や土壌にあった有機栽培技術を検証するため、有機農業を実践することに必要な下記仕様を満たすパイプハウス２棟を設置する。

３　仕様

詳細及び使用する資材などは以下の仕様を満たすこと。このことについて必要な追加部材等については、適宜発注者と協議の上決定すること。また、アーチパイプ等の使用する部材などについて、パイプの肉厚がより厚いものを使用するなど、下記に記載のある仕様以上の強度等を有する設計とすることについては差し支えないものとする。

なお、原則として、上記に係る必要経費については、見積もった諸経費から支弁するものとする。

1. 大きさ  
   間口5.4 m、奥行32.4±1 m、軒高（肩高）2 m、棟高約3.5±0.5 m、1棟当たりの面積175 ㎡とする。
2. 設置場所
   1. 別紙位置図のとおり。
   2. ハウス同士の設置間隔は3 mとする。
3. パイプの規格、構造、素材等
   1. アーチパイプは42.7φ×1.6を使用し、900mmピッチ（各妻面2スパンは450 mmピッチ）で施工すること。
   2. アーチパイプの打設の深さは900 mmとする。
   3. 棟パイプ及び肩パイプは42.7φ×1.6を使用すること。
   4. 母屋パイプは25.4φ×1.2を使用し、棟パイプから肩パイプまで2本、1棟当たり計４本を施工すること。
   5. 2,700 mmピッチでタイバー（陸梁）による補強を行うこと。タイバーは42.7φ×1.6×3,000を使用し、棟パイプから肩パイプにかけて施工した2本の母屋パイプの間に施工すること。  
      なお、上記と同等以上の補強強度を有する他の部材や施工方法を用いてもよいものとする。
   6. 地際パイプは25.4φ×1.2を使用すること。
   7. ハウスの吹き上がり、引抜防止のため、アンカーやスクリューを打ち込むなどの措置を講じること。
4. 妻面
   1. 妻柱として使用する部材は、50×50×1.5の角パイプまたは、これを使用した際と同等以上の強度を有するものとする。
5. フィルムの規格、構造、素材等
   1. 素材はPOフィルム（住化積水フィルム(株)製　花野果蒼天同等以上品）とする。
   2. 厚みは0.15 mmとする。
   3. ハウス裾部分は厚さ0.2 mmの裾張り専用フィルム（ＭＫＶアドバンス(株)製　スソピー同等以上品）を使用すること。
6. 換気設備
   1. パイプハウスの妻面に換気窓（妻窓）を設けること
   2. 換気窓は東部興業(株)製　ニューツマソー同等以上品とし、大きさは1,300×600 mm以上とすること。
   3. 換気窓開口部には、下記（７）に示す防虫ネットを施工すること。
7. 出入口

両妻面に両引き戸の出入口（開口部W2,400×H2,000）を設けること。  
また、出入口下部のレールを脱着式や可動することができるなど、トラクターの通行によりレールがつぶれることの無いようにすること。

1. 防虫ネット
   1. 出入口外側、すべての開口部に、細糸を採用した、目合い0.6 mmの防虫ネット（ダイオ化成(株)製　ダイオサンシャインソフトN-3330同等以上品）を備えること。
   2. 出入口外側については、ファスナーネットとすること。
2. 側窓

巻き上げ式。開口部は地際50 ｃｍ以下から側梁までとし、できるだけ開口部を多くとること。

1. 潅水設備
   1. 住化農業資材(株)製　ミストエースS54を使用し、ハウス両側面に設置し、１棟当たり２本を設置すること。
   2. その他上記設置に係る必要な注意事項等については、メーカーカタログ等を参考とし、正しく設置すること。
2. 給水配管設備
   1. 給水管は塩ビ製とし、ハウス横側面から5 m程度の位置に並行に埋設されている既存の給水管へ接続すること。各ハウス内に配管の立ち上がりを設けること。
   2. 接続した給水管は４本に分岐させる。上記（１０）潅水設備（ミストエース）のチューブとの接続前部にバルブを設け、チューブ１本ごとに灌水することができるようにすること。
   3. 少なくとも各棟1か所以上について、上記イのバルブより上流部に三方バルブなどを設け、上記（９）に示す潅水設備以外の潅水設備を接続できること及び、手潅水が行えるようにすること。
3. 防草シート
   1. パイプハウス2棟の間及びパイプハウスの周囲2 m以上を防草シートで被覆すること。
   2. 設置に際しては、設置面の除草や整正を適切に行い、不陸を無くすこと。  
      なお、施工予定日1～2週間前を目安に、設置予定場所の耕うんを発注者が行う。以後の除草や整正は受注者にて実施するものとする。
   3. 使用する防草シートは農業用であり、耐候性・耐水性・耐腐食性に優れ、高い透水性・通気性を有するもの（ダイオ化成(株)製　ダイオグランドシート‐S同等以上品）を使用すること。
   4. 色相は黒等の暗色とする。
   5. シートの継ぎ目は10 cm以上の重ね代を設けること。
   6. シートの固定はピン等抜けにくいものを適切に打設することで行い、地面に固定すること。
   7. 可能な限り、僅かな隙間から草が生えないように努めること。
   8. 防草シートのハウス外周部と接する箇所について、隙間等が生じない様にすること。
   9. その他、パイプハウス周囲の防草シート設置面について、草等が生えないように可能な限り努めること。

４　委託期間

　契約締結の翌日から令和６年３月１９日まで

５　委託場所

　千葉市若葉区野呂町地内（千葉市農政センター敷地内）

６　作業時間

平日の9時から17時まで

７　その他

1. 作業開始に当たり、事前に監督員と作業工程管理に関して協議すること。
2. 必要に応じ、各作業工程ごとに監督員と協議して進めること。
3. 作業に入る際は、開始前・終了後に事務所まで作業報告をすること。  
   なお、作業時間外に作業をする場合は、必ず監督員に了承を得ること。
4. 作業中に何らかの不具合を生じたら直ちに監督員に報告し、対応を協議すること。
5. 業務の履行に伴い発生する廃棄物等については、関係法令に基づき適正に処理すること。
6. 本仕様に定めのない事項で疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うこと。